

令和6年度三沢市中小企業創業支援資金保証料補給金交付要綱

第1 目的

この要綱は、新たに事業を開始しようとする起業家・創業者であって、青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に基づく融資を受けた者に對し、当該融資に係る保証料の補給を行うことにより、企業経営の安定に資することを目的として必要な事項を定めるものとする。

第2 保証対象

保証料補給金の交付を受けることのできる者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定するもので、県要綱2（1）①、②により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者のうち、次のいずれにも該当するもの

- (1) 個人にあっては、三沢市内に住所を有するもので、法人にあっては、三沢市内に法人登記があるものであって、いずれも新たに営業を開始するもの（創業後5年未満の中小企業者を含む。）
- (2) 法人税、市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないもの

第3 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第4 保証料

- (1) 県要綱3の（4）に定める保証料率によって算出された額において、県による保証料の3割補給後の全額を三沢市が負担し、青森県信用保証協会に補給する（県要綱2（1）①を利用する場合は0.2%の上乗せを除く）。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補給対象外とする。なお、県要綱2（1）①の1円未満の端数が生じた場合は被保証人の負担とし、県要綱2（1）②の1円未満の端数が生じた場合は三沢市が負担する。
- (2) 繰上償還によって、保証料補給金の返戻が生じたとき、青森県信用保証協会は、速やかに三沢市長に返納するものとする。

第5 その他

- (1) この制度は「架」と称する。
- (2) この制度を利用する者は、利用予定日以前一か月以内に取得した納税証明書を添付すること。
- (3) 青森県信用保証協会は、この制度の運営状況について、毎月の実績を翌月の10日までに三沢市長に報告しなければならない。
- (4) この要綱に定めのない事項については、三沢市、青森県信用保証協会が協議の上決定する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。